

学校法人香川栄養学園 役員退任慰労金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本法人の理事その他の役員の退任慰労金の算定と支給のあり方に関する事項を定め、もって本法人の理事その他の役員の退任慰労金に係る制度の透明性、適正性、アカウンタビリティなどに適う運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事および監事をいう。
- (2) 職員 本法人と雇用契約を結んでいる者をいう。
- (3) 兼務役員 職員たる身分を兼ねる役員をいう。
- (4) 学内理事 兼務役員たる理事をいう。
- (5) 学外理事 兼務役員でない理事をいう。
- (6) 退任慰労金 退任する役員の在任中の本法人への貢献・功労をねぎらうべく支給する金銭をいう。なお、兼務役員に退任慰労金とともに職員退職金を支給する場合に、両者を合算した金額を退任慰労金の名称で示すことがある。
- (7) 役員報酬 役員としての職務遂行の対価として支給される金銭をいう。なお、兼務役員に役員報酬と給与とが合算して支給されているときでも、本規程の適用においては両者を区別することとする。
- (8) 記念品 退任する役員の在任中の本法人への貢献・功労をねぎらうべく交付する金銭以外の物品をいう。

(退任慰労金の金額の決定)

第3条 退任慰労金の金額は、本規程の第4条に基づいて算出した金額をもとに、第6条に定める事由の有無を勘案した上、理事会で決定する。

(役員の退任慰労金等支給基準)

第4条 退任慰労金の金額は、次の各号の基準により算出する。

- (1) 退任時の役位または職位が理事長、副理事長、常務理事、事業理事である者
ア 次の計算式によって算出する。

$$\text{退任時の月額役員報酬額} \times \text{在任年数}^{\ast 2} \times \text{乗率}^{\ast 3} + \text{基本給額}^{\ast 1} \times \text{職員退職手当規程に準じた支給率}$$

- ※1 基本給額とは、兼務役員が、職員として受け取る給与のうちの基本給の金額をいう。
- ※2 在任年数とは、退任時の役位または職位にあった年数をいう。
- ※3 乗率とは下表に掲げるものをいう。

役位／職位		乗率	補 正
役位	理 事 長	2.6	女子栄養大学学長を兼ねる期間 は、3.0
役位	副理事長	2.2	女子栄養大学学長を兼ねる期間 は、2.4
役位	常務理事	2.0	—
職位	事業理事	1.5	—

イ 役位と職位（事業理事）を兼ねる場合は、退任慰労金は役位の退任についてのみ支給する。

ウ 退任までに役位の変更または職位から役位への移行があるときは、その変更または移行毎に本号（(1)）のアの計算式によって退任慰労金を算出したうえで合算する。役位または職位を得るまでに学内理事、学外理事で常任理事会の構成員、監事である期間のあった者は、その期間について次号（(2)）に基づき退任慰労金を算出したうえで合算する。

(2) 退任時の役職が学内理事、学外理事で常任理事会の構成員、監事である者

ア 任期1期（3年）につき金30万円

イ 退職に伴い役員を退任する者については、職員退職金と同時に、職員退職金に付加して、本号（(2)）のアの退任慰労金を支給する。

(3) 退任時の役職が学外理事で常任理事会の構成員でない者

任期1期（3年）につき金7万円とし、1期増すごとに5万円を加算する。
ただし22万円を上限とする。

2 退任する兼務役員が、女子栄養大学学長、女子栄養大学副学長、女子栄養大学短期大学部学長、女子栄養大学短期大学部副学長、香川栄養専門学校長、香川栄養専門学校副校長の一もしくは複数の職を兼ねているときであっても、退職慰労金は前項に定めるもののみとする。

3 本条第1号から第3号の任期計算において、任期1期（3年）の途中で辞任または退任した場合には、退任慰労金の算出上、月数換算を行う。

(退任慰労金の減額または不支給)

第5条 役員在任中に、本法人に不都合な行為をなした者、または、本法人に重大な損害を与えた者については、第4条により算出した金額を減額または支給しないことがある。

- 2 前項に該当しない場合であっても、退任時の本法人の業績、財務状況等の事情により、第4条により算出した金額を減額または支給しないことがある。ただし、第4条により算出した金額のうち職員退職金にあたる部分はこの限りでない。
- 3 第1項および第2項の実施については、評議員会の意見を徴し理事会で決定する。

(支給時期等)

第6条 退任慰労金は、退任後2か月以内に役員(役員が死亡したときは、その相続人)に一括して支給する。

- 2 支給金額は、法令により控除すべき額を控除した残額とする。

(職員退職金に関する定め of 適用)

第7条 本規程に定めのない事項については、退任慰労金の性質や本規程の趣旨に反しない限り、職員退職金に関する定めが適用される。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は常任理事会の議を経て評議員会および理事会で決定する。

付 則 この規程は、平成31年4月1日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

この規程は、令和4年4月1日より実施する。